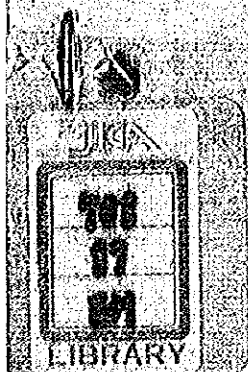


畜産に関する
法令抜粋集

1973. 7.

海外移住事業団
パラグアイ農業総合試験場



国際協力事業団	
受入 月日 84. 8. 20	708
	87
登録No. 13273	EM

◎ 牛馬の譲渡証明書

JICA LIBRARY



1004701E1J

牛馬の譲渡証明書は、全て税務局発行の用紙を使用し、これに印紙を貼って各地方の税務局出張所（イグアスの場合 カアレス、ストロエスネル）で必要な手続きを行わなければならない。従って普通の用紙で作成された譲渡証明書は無効である。税務局の手続き完了後地方市役所（イグアスの場合 カアレス、ストロエスネル）で再確認を受けなければならない。譲渡証の正式な手続き方法は次の通りである。

- ①、税務発行の印刷された用紙を使用。
- ②、牛の場合/頭当り500g、馬の場合/頭当り150gの加税をされる。但し馬が加工用に向けられる場合50g。
- ③、手続き用紙にゴシックで明確に記入し誤字、二重書き、線の上に記入する等は許されない。署名、印を押す場所への記入も許されない。（タイプで記入してよい。）
- ④、記入項目は、①、売手の姓名（烙印、耳印の証明書、譲渡証明書又は選搬証明書に基づいて）、②、買手の姓名、③、売買頭数、④、種類（若牛、役牛、羊、種牛、馬、牝馬、うば等々）

④、烙印、耳印の証明書及び所有権等、⑤、発行年月日、⑥、発行場所等であり、これらを明確に記入しなければならない。

(注)、税務局の職員は印紙の金額を確認すると。姓名、発行日の記入も確認する。

⑤、譲渡証明書は、地方の場合地方税務所に取り引きした日より5月以内に提出(首都の場合には5日以内)し、税務所員の署名と印を取りつけなければならない。(副写が同所にファイルされる)税務局での譲渡手続きは以上で正式に認められる。

⑥、税務所手続き完了後、地方市役所で同所役人による譲渡証明書、烙印の確認を受け署名を得なければならない。

⑦、⑥の署名手続きは法令第1003/64第76条に記されておりその手続きは、先ず申請書を作成し、これに50 G/sの商業印紙を貼り譲渡証明書を付けて提出する。50 G/sは署名料であり頭数、烙印数に関係なく申請書1件につき50 G/sである。

(注)市役所の役人は、譲渡証明書の頭数烙印の確認等を行なう。

⑧、市役所役人より証明許可書の発行を負ける。

⑨、牛を譲渡するあらゆる場合、1頭につき50 G/sのSENALFA印紙を支払わなければならない。

SENALFA = 口蹄疫撲滅委員会

①牛/頭に対する譲渡証発行税

摘要	税金
譲渡税(法令第1052/65) 但し、法令第381号で改正	500/頭
SENALEA(法令第1267/67)	50/頭
小計	550/頭
市役所確認署名税(商業用紙) (法令第1003/64)	50/件

合計 600

②馬/頭に対する譲渡証発行税

摘要	非加工用	加工用
譲渡税(法令第35/62)	150/頭	50/頭
市役所確認署名税	50/件	50/件

◎ 牛馬移動許可書

牛馬を移動する場合（現場より10km以上の距離を移動する場合）には、移動許可を得なければならぬ。いかなる者も移動許可なく牛馬を移動することは禁じられている。移動許可書には、次の種類がある。

① 普通許可＝現場から或る場所へ移動する場合。

② 各儀変更による移動許可＝屠殺、名儀変更、加工の為（指定移動許可）に移動する場合。

普通移動許可

1. 普通移動許可は税務局本部（デバルタメシテインゴスト
インテリ）デガナートの発行を要する。

2. 普通移動許可書は、次の場合に摘要される。

イ. 現放牧場より他の放牧場へ移動する場合

ロ. 冬期放牧場へ移動する場合

3. 普通移動許可申請者は自己の烙印を持ち、牧場の所有権（地権）を持って（地租税納入証明書と添える）いる畜産業者であるか正規な借地契約書の保有者でなければならぬ。

4. 普通移動許可申請書に記載される事項は不動産名、頭数、移動場所、書類番号、頁数（法令1117/64）。
5. 本部手続が終了後、本部は直ちに文書又は電報によって地方税務所に（特別）又は普通移動許可の届出を行おうとになっている。
6. 普通移動許可取得申請の所要経費は329/87である。
申請用紙代 29/5 申請印紙代 309/5

指定移動許可

1. 指定移動許可の取得に際しては法令第315/62に定められている決められた税金を譲渡税として支払わなければならない。つまり指定移動の場合、売買契約とみられる。
2. 譲渡税は次の様に決められている。
牛1頭 = 500/5
馬1頭 = 150/5（但し加工用の場合50/5）
指定者又は買手は農牧省が省令において馬加工の許可を与えた者へのみ摘要される。
3. 指定移動許可の作成は、税務所の委任官更（インテス）

場合、カテレンズ)のものが作成できる。

(注)係官は、書類作成前に細微に調査を行ない畜産財産書類を作成(譲渡証明書などにより)加税額を精算した上で処理する。

4. 移動許可申請書には、次の事項を摘要欄に明確に記入しなければならない。

- ① 姓名及び申請者の社会的地位、② 住所、③ 烙印登録番号と登録場所、④ 売買証明書の場合はその書類の日付、所有権(烙印)購入牛馬の場合にはそれを証明する全書類、⑤ 移動許可書番号、発行日付、発行場所
- ⑥ 指定者の移動場所(移動先名)、⑦ 移動頭数、⑧ 品種
- ⑨ 烙印、⑩ 運搬者の明確な姓名、⑪ 運搬会社名
- ⑫ 運搬手段(例)自動車等)

5. 申請書の記入に当っては字句の使用に注意し(例)「Various」の場合何の意味もなく不明確)移動場所を明確に記し不明確な字句を使用しない事

6. 記入事項が多くて用紙に記入不可能な場合は別の用紙を切り取って貼り付けて記入する。その場合貼りつけた箇所には発行税務所の印を押してもらう事。

7. 何故なる場合でも移動先名が無記入であっても
ならない。何故なら無記入の場合には納税を
廻避されること。他に譲渡されること、書類上に
記され最後の名義人の権利になり空白の場所に
記入すれば層役権、譲渡権も記入者が所有権を取
り得る可能性があるから。

8. 移動許可書に担当役人の記入とれのある場合、なで
著(二重書), その他破損, 必要事項の記入とれ
ある場合等が警察官又は軍隊に指摘されと場合
その箇所を改めるまでは運搬中の牛馬を指定場所
に保留されることがある(法令第2条第6617/64)

(注) I). 許可書発行の係官は、納税の時点で再度良く
見直し、消印を押す前に印紙の価格及び番号
を調べ印税額、番号が明らかになる様に
消印を押さなければならぬ。

II). 手続き済みの書類(証明又は移動許可申請
書及び許可書 etc)は、発行場所でファイル
しておき常時提出できる様にしておかねば
ならない。

9. 烙印登記未手続き中のもの、烙印が他人のもの、未手続き中の譲渡証明書のもの等々の不正確な者には移動許可書は発行できない。
10. 税務所長が市町村役場の役人は牛馬の所有者が烙印の登録手続きがなされていないものについては移動許可書の発行は出来ない。他地方の住民の場合には、本部の特別の許可を得たもののみ発行できる。但し他の地方で発行された書類で所有権の明白なものの場合はこの限りでない。
11. 申請者が特別の委任者総責任者である場合など受取り人名義は所有者名を記入して申請者の名義は記入出来ない。申請者(委任者、総責任者)の権限は申請の諸手続きと行なうのみとする。
12. 移動許可申請書には、所在する市町村郡役所(インアスの場合カレンズ)役員の認可署名が必要で商業印紙代50.96を支払うものとする(法令第1003/64)
13. 運搬者は牛馬を目的地に運んだ後、その地方の税務所に移動許可その他の書類を提出しなくてはならない。

(注) 税務所では複製をとりおとし、租税の公平爲護を
コントロールする。

14. 選搬終了後、2ヶ月以内に移動許可書、その他の書類を
提出しなければならない。規定期間内に必要手続きを完
成しなかった場合には、管理事務妨害を以て、各移動許可
1件につき1,000円の罰金を課す。(正書類に商業印紙を貼る)

15. 移動許可書の有効期間は、2ヶ月以内とする。

16. 期限満期申請をする場合は、新たに50%の税金を支払
なければならない。(法令第44、410、132 第5条)

17. 完備された移動許可書に高産物(牛馬取し含む)の運
搬・輸送はできない。警察又は軍隊が油を発見した場
合には、油と差し押さえることが出来る。
運送者が正式な権利を取得した時又は、保障金を支払
した時に初めて輸送出発するものとする。

ア. 差し押さへ期間は30日間とする。

イ. 30日以内に上記手続き又は入金を行ない場合、警察又は
軍隊は、油を公衆に競売し、販売金額を税務局

カ罰金課に入金するものとする。

(注) 警察が不法運送を摘発した場合、税務局税務課派遣員の下に書類を作成し、それを直ちにアムゾン税務課に送付する。税務課では、送送者、所有者又は、當業営業者の責任をたしかめ、その罰金又は盗知利を請算せしめるものとする。税務局税務課派遣員の執行を正当化させる為には書又は電報により税務課の正式委任状を発行する。

税務課は、畜産物差押金額の25%を捕らえた官憲又は起訴者に裁定して与える。25%を同本部の執行派遣員に裁定して

◎輸入畜産物の運送について、

1. 輸入畜産物送行者は、輸入先の正式な移動許可書を本国領事館に提出してその出所先長が所有権を証明を受けなければならない。

2. 畜産物所有者は、導入場所より最短距離にある税務所に書類を提出して当国(パ国)の移動許可書を取得しなければならない。

3. その際に外国の作成書(移動許可書、証明書など)に基づいて譲渡税を支払うものとする。

又申請時には農牧省発行の導入許可書及び輸入局の輸入許可書と必要とする(輸入に供する畜産物)。

◎輸出国畜産物の運送について、

1. 畜産物を輸出する場合、牛馬所有者は税務所に所有権を証明する書類を提出する。

(注)役員は、移動許可書の場合は、211の正を税務所に保管し複を本人に手渡す。

又税関で輸出許可書を申請する。

3. 税関で輸出許可書発行の際下記金額を要する。

イ、牛馬1頭につき300円

ロ、畜産物を牛馬の良い品種と交換する場合150円

4. 許可書に記載された畜産物を移動先に到着する前に、一部売却又は屠殺する場合の手續きは次の通り。

イ、譲渡証明書又は、移動証明書を提出して、必要な手續きをする。

ロ、その地方の税務所出張員の立合の下に売買又は屠殺を行なう。

ハ、出張員は、その頭数、烙印を確認し許可書に記入して署名と印を押さなければならぬ。

ニ、移動許可を申請の際買手が無記名であったり、商社名が無記名である場合には、許可書に同所有者名を記して許可書を発行する。譲渡税は、売買契約成立後に支払う。所有権の譲渡は、この許可書が効力を発する時に所有者が売買頭数、買手の姓名、場所、日付等を記入し署名し譲渡書を作成する。譲渡又は移動許可書に記載された事項に基づき税務局が指定する金

額を支払う。

個人又は商社名にあり名義変更するものとする。商信紙の発行
町村たその地方の税務所員は、書類及び資産物を確認し税金
金の不足の場合、加税計算書類と完成しなすべし
らねい。

子ヤコ戦争傷病軍人に対してはSENALEA税と申請用紙
代を免除する。これは税務所発行の無税移動許可用
紙に記入される。(法令第2087.15条 11項)

子ヤコ戦争傷病軍人に年間12回まで移動許可税を免
除する。但し傷病軍人名簿負担金支払と記入された者に限
られる。

出張所員は、確実に加税を徴収する義務がある。商産印
紙不足の場合、商業印紙を使用する。商業印紙も不足の場合は、移動先
の出張所に電報又は文書をもって通知し移動先場所の出
張所において不足額を取り立てるものとする。

牛/頭15対馬讓渡稅表

摘要	税金 (円)
讓渡稅 (法令第 1052/65)	500.-
SENALFA稅 (法令第 1267/67)	50.-
小計	550.-
市役所申請書証明商業印紙 (法令第 1003/64)	50.-
申請用紙代 (省令第 354/65)	2.-
移動許可用紙代 (法令第 1003/64)	30.-
合計	632.-

馬/頭15対馬讓渡稅表

摘要	税金 (円)	
	非加工用	加工用
讓渡稅 (法令第 315/62)	150.-	50.-
市役所申請書証明商業印紙 (法令第 1003/64)	50.-	50.-
申請用紙代 (省令第 354/65)	2.-	2.-
讓渡申請用紙代 (法令第 1003/64)	30.-	30.-
合計	232.-	132.-

②牛屠殺許可書

1. 屠殺許可は公任された税務所職員によって発行される。
 2. 市役所で譲渡書、烙印の証明書又は、移動証明書等を提出して承認を受けなければならぬ。この際30% (商業印紙代)を要する。
 3. 特別申請用紙に必要事項を記入し屠殺許可を申請する用紙代30%を要する。
- 屠殺権許可申請用紙3通(同様式)に下記事項を記入し申請する用紙代30%を要する。
- 申請場所、日付、申請者名、公衆又は個人の明記、屠殺場所(市町村郡部落名)、屠殺頭数(数字と字句で記す)、家畜品畜番(去勢、仔牛、役牛 etc)
- 申請頭数に応じ烙印(数字と字句)、屠殺牛が申請者の所有である場合、烙印証明書の番号、購入牛である場合、移動許可書番号、日付、発行場所及び販売者氏名を明記する。

(注) 発行人(役人)は一頭一頭の烙印を申請書類と照会確

認し、その内容を書類に記入しなければならない。

ノ頭250円分の税を課する不正確であり売買書

類及び屠殺書類の正確性も無くなる恐れもあるため、普通名詞 (various) は使用してはならない。

役人は不正確な書類又は、偽造書類を受け取った場合屠殺許可書を発行してはならない。

5. 屠殺とは公衆の消費用として、肉を直接消費者又は、仲介人に売買する場合を云う。この場合次の税金を支払うものとする。

摘 要

税金 (円)

屠殺に対する税 (ノ頭当り)

500-

屠殺加工税 ()

35-

ノ頭分力皮に対して

15-

農牧畜税 (ノ頭当り)

15-

市役所屠殺場使用料 ()

20-

(市役所の屠殺場使用の場合)

PENALTY税 (ノ頭当り)

50-

6. 自家消費の為に屠殺する場合、自家消費申請を工保課証明書と共に屠殺権を申請する。その屠殺権は、150人

に対して1日1頭を基準とする。この場合次の税金を支払
うものとする。

摘 要	税金 (%)
屠殺税 (1頭当り)	20
牛皮税 ()	15
SENALEA税 ()	50

(注) 自家消費の屠殺に当たっては、その地方の役場の役人が屠
殺確認を行なう。

7. 印紙は正に粘り字句、数字、税務所の印等の上に粘
つてはならない。

8. 複にはその印紙の番号、日付を明記しSENALEA税、
農牧畜税の印紙を貼る場合は両紙を置き、重粘りにして
はならない。

9. 申請書に添えられた書類、許可書又は移動許可書に
屠殺頭数を記入し、差し引いた残りの頭数を明記し取りか
はならない。

10. 屠殺頭数が最終の場合は、屠殺券に番号、場所、日付
署名をして申請書と一緒に添付しておく。常に屠殺数を

コントロールが来る様にする。

11. 屠殺頭数を明確にコントロールする為、税務所役員は、市役所、農牧省出張員に(15日又は1月始め)屠殺数の確認を依頼し相互の数字を確認し税金の加不足を調べる。不足の場合は追加徴収しなければならない。
12. 若し税務所の屠殺頭数と差がある場合、市役所に支払われた税金を調査して子鹿分の申請者の姓名と照会し確認して、上で不足納税額をどの支払不足者に通告し5日以内に支払う様強制しなければならない。(法令第12条 11条153)
13. 国務省より発せられた4年戦争傷病軍人判状の持主には、屠殺税を免除する。(但し1年間に12頭まで許可しとする)

◎屠殺税一覽表

摘 要	公衆消費用	自家消費用
屠殺代行税(法令1248/62)	300-1頭	0
屠殺税 (" 315/62)	35-1 "	20/1頭
牛皮税 (" 315/53)	15-1 "	15-1 "
農牧省税 (" 460/67)	15-1 "	0-1 "
SENALTA税 (" 1267/67)	50-1 "	50-1 "
小 計	415-1 "	85-1 "
課税 (法令1052/65)	500-1 "	0-1 "
(烙印所有者が屠殺場の場合)		
小 計	915-1 "	85-1 "
市役所での申請諸経費		
(商業印紙)(法令1003/64)	50-1 "	50-1 "
屠殺権申請用紙代(" ")	30-1 "	30-1 "
屠殺許可申請用紙代(" 509/65)	2-1 "	2-1 "
合 計	999-1 "	167-1 "

◎ 予マコ戦争 傷痍 軍人 に対する 屠殺 税 一覽 表

摘 要	公衆消費用	自家消費用
屠殺代行税 (法令第 1248/62)	300-1.00	0-1.00
牛皮税 (" " 153)	15-1.	15-1.
農牧箱税 (" 460/67)	15-1.	0-1.
SEVALFA税 (" 1247/67)	50-1.	50-1.
小 計	380-1.	65-1.
市役所での申請諸経費 (法令 1003/64)	50-1.	50-1.
屠殺権申請用紙代 (" ")	30-1.	30-1.
屠殺許可申請用紙代 (" 309/65)	2-1.	2-1.
合 計	462-1.	147-1.

◎牛皮移動許可について

①牛皮移動許可申請は、申請に使用する用紙代30G/枚を要する

②申請時に牛皮の所有証明書等必要書類を添えて送り先の氏名を明記して所有者の署名を附けて行なう。

③申請書類は、同一のものを3部作成し、次の事項を明記する。

場所、日付、申請者氏名、住所、牛皮の数量(数字と字句)、

出荷場所、発送先場所、商社名又は受取人名、屠殺明細

(屠殺券の番号) 牛皮所有者名が申請者でない場合は

牛皮譲渡証明又は、牛皮売買証 最小限屠殺権で取得した

牛皮所有権を示し、その裏書きに場所、日付、屠殺券所有者

の署名を付して所有権を本人に譲渡すると記して証書を作

成するものとする。

※屠殺券数の一部を牛皮移動許可証として発行する場合、

屠殺券数より発行件数を差引き記入し、完了の時点で最終

の牛皮券に使用完了済と記入し(税務所にファイルするもの

とする。

(注) 役人は牛及移動許可証発行の際、課税及びその他の必要事項を細微に調査し、法令通り行なわれていない場合には許可書を発行できない。

税務所員及び市役所員は畜産に対する課税を徴収するのではなく、法令に定められた各種課税額を徴収すること。

5、畜産物への課税が正規に行なわれていない場合、其の畜産物に対し課税不足額の40%の罰金を課するものとする。

⑤ 省令第295号 (1969年11月21日)

屠殺権の有効期間設定について

1、農法第255条：畜産物と市場で売買する場合、公衆消費向け、その他各種用途向けに売買する場合には、屠殺場において法規で定められた検査調査を行なった上で売買されるものとする。

2、農法第256条：牛群の着荷順にコイルに追い込んで仕分けする。其の順序を混せてはならない。

3、法令第 44610/32 の第 21 条：いかなる公衆消費向け供給者も税務所市役所における必要税の納入及び手続きを完了せずに屠殺権の恩恵は受けられない。

4、法令第 44610/32 の第 32 条：課税額の設定は、消費に向けられた牛群又は牛を検査した上で定められるものとする。

決定事項 (税務局)

第 1 条：税務所で発行した屠殺券の有効期間は 8 日間とする。

第 2 条：第 1 条における期間の該定は屠殺許可権の有効期間を示すものとする。その期間内は牛の所有権を認めるものとする。従って未屠殺牛については屠殺と無効にすることを求める。

第 3 条：供給者は 8 日以内に屠殺出来なかった牛に対しては改めて屠殺権を申請し、新たに税金を納めるものとする。

第 4 条：実施済の屠殺券は、有効期間内に税務所に提出して牛皮移動許可書 (牛皮を移動又は売買しなくても) と交換するものとする。

廢紙券の裏書きの从で、牛皮券の売買は禁止するものとする。

牛皮の譲渡は牛皮移動許可書入手の上、売買先を商人名を発行券に明記した上で行う。

第5条：税務局支所長、出張所員は本省令を速かに実行する責任を持つものとし、屠役者に対して屠殺券の提出及び期限変更、牛皮券の交換及び残年に対する新券の発行等を屠役者に申請させるものとする。

第6条：本省令に違反した場合法令の規定に設定された条項に基づき罰を課するものとする。

第7条：本省令を通知、公報等と共にファイルしなければならない。

法令第1267号(1967年9月7日発布)

アストラーバ炭減委員会法設定について

第1~2章 略

第3章 委員会の運営

第7条 アストラーバ炭減委員会の運営資金の調達は、1頭の牛馬の売買、屠殺、加工及び輸出の税として、30%を課税するものとする。

この税金は特製印紙の発行料として物の出納は大蔵省及びSENAの機関によってコントロールするものとする。この印紙は各証明書又は移動証明書に貼り申請する。

第18条 税務所は本税金を支払わぬ者に対しては譲渡屠殺、加工、輸出等の書類は発行することは出来ない。市町村役場においても準じる。

第19~20条 (略)

第4~5章 (略)

第6章

第38条 第39条 (略)

第40条 当法令が設定された日より全国^の牧場主及び牛属の所有者は自ら衛生計画の実施を義務づけるものとする。

第41条 FENALRAは各地方の面積において指定された撲滅法を自然境界、牛群の密度、開発度その他種々の条件を考慮し、各地区に措成してアトザ撲滅の実施に当るものとする。

第42条 当法令が設定された日よりアトザ撲滅を実施する。全国^の牛属の所有者はFENALRA衛生知置の義務を忠実に守らなければならない。

第43条 本法令の該当者は次の者で牛属を有する。全部の所有者、牧場主、委託者又は牛に対するいかなる所有権を有する者でアトザ病が発生する可能動物も含まれる。

第44条 アトザ撲滅委員会(以下FENALRA)は下記の令野に基づき実施出来るものとする。

1. 検疫地区の隔離区を定め病原発生量を確証し、その対策と衛生知理に当るものとする。

- b. 病源発生地区又は、その近辺は牛群の移動を禁ずる。
- c. 牛の輸送中に伝染の疑いのある場合は直ちに牛群を隔離し又はその輸送車又は船舶及びその諸道禁裏を消毒するもかとする。

第45条： 移動牛、放棄牛又は公共道路放棄牛等がアフトーサ病発生を確認された場合PENALFAは次の処理をする事が出来る。

- a. 公共牧場又は指定牧場の最も近い所に隔離又は原産所に戻し、嚴重に汚染所に監禁する事が出来る。
- b. アフトーサ病に侵された公共道路放棄牛は先ず関係官憲に通知し、嚴重な処置をする事が出来る。

第46条： 牛属の所有者が第44~45条に關してPENALFAの行動に反対する場合、関係官憲の協力を要請し、当法令の第45条に記された制裁を実行するもかとする。

(予防注射)

第47条： 本法令が設定された日よりアフトーサ撲滅機関の活躍を行政権によるPENALFAの嚴重な統制に基づきあらゆる牛属に対して予防注射を義務付けるものとする。

第48条：第41条の定りによつてPENALTYは、地区の獣医及び予防注射実施を義務づけるものとする。

第49条：PENALTYは作業に於いて懈怠する予防注射の簡易化を定められた規定の範囲に於いて整備が求められる。

第50条：PENALTYは徹底的な統制に基つて予防注射を実施し、その費用は所有者の負担とするものとする。若し拒否した場合、PENALTYは作業を代行して、その諸経費に本法令に定められた罰金を加へ所有者に請求するものとする。

第51条：PENALTYは予防注射班を編成し、資金の乏しい者には、作業は無償で実施するものとする。同作業の実施に關しては公共放牧場に施設を設け、作業を簡易化を計るものとする。

第52条：PENALTYはアトリー撲滅の目的のために統制事務所、研究所を建設し、アトリー予防液を製造するものとする。この外薬品の統制、輸入薬品又は私製薬社の薬品の検査も含まれる。

第53条： 以下の製品は、SENALHAの認許なしに販売され
ないこととする。 利用者は罰せられる。

第54条： SENALHAは次の様に構成する。

- a. 専務分野は一人の技術有資格者を配置する。
- b. 他方及び農場の予防注射実行の実績と帳簿を記入レ
ジスタを作成する。
- c. 統制度として屠殺場、冷凍場、見本市、競走及び畜産
展示会等を登記する。
- d. 飼育者に永続的助言と統制及び報告業務を担当する
こととする。

第55条： 全畜産所有者はSENALHAの統制下にありSENALHA公認
の技師が発行する証明書を所持しなければならぬ。
同証明書は、地区内を移動出来ないこととする。

第56条： 牛移動検査のため国内の要所に検査員を配置し、予
防接種の履歴を調査するものとする。

第57条： 見本市展示会又は競走に出品する畜類は全部予防接種
済証明書所持しなければならぬ。

第55条：公共消費に於ける屠殺場、加工又は身輸出に使用の施設は一切証明書ないものは入封せざることを要する。

第56条：第55条の場を交換するため、SEALTAは検査し、規定の記録を保存する。

第57条：アフリカ撲滅に於いて、行政権に下記の手続を承認することとする。

a. 工場及び撲滅の統制ない、いかなる国より牛肉、及び副産物の導入を禁ずる。

b. 牛肉、及び副産物の入港の港を指定する。

c. 他国より病源の侵入を防止のため、国境において導入物の衛生処置を行うこととする。

第58条：SEALTAは、他国に病源菌の侵入を防止するため、隣接国の関係官憲の協力を得て、相互の規則を考慮し、衛生管理相対的に国境の出入を討ることとする。

同時に監視を実施し、着港港の船舶物の侵入を徹底的に取り締まる。

第59条 略。

(賞罰)

第65条：本法令は定められた規則に反した場合は、第65条は下記の条項において罰する。これは来る。

- a) 第4条の税金を支払わなかったものはその原価の50%を徴収し、その陪相を実施する。
- b) 罰の軽重により罰金を10,000 y/s ~ 100,000 y/s に定める。加工肉 又は 輸入牛の証明書のないものとこの規定 準用する。

